

## 1 ⑤

条例によって法的に異なる取扱いを受けることは、憲法が地方公共団体に対して条例制定権を認めている以上（94条）、当然に予想されるものであり、法の下での平等には反しない。

## 2 ④

警職法3条に定める保護は、あくまで救助を要すべき状態にある者について、その者を救助することを目的として行われるものであり、犯罪捜査を目的として行うことは認められない。

## 3 ③

障害未遂の場合、その刑を減軽することができるが（刑法43条）、事情によっては既遂の場合と同じ刑を科すこともでき、これを任意的減軽という。一方、中止未遂の場合は、刑が必要的に減軽又は免除される。

## 4 ①

通常逮捕状の請求は、請求者が所属する官公署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官に対して行うのが原則である。ただし、やむを得ない事情があるときは、最寄りの下級裁判所の裁判官に対して請求することもできる。

## 5 ②

警察が犯罪被害者等の立ち直りを支える活動を行い、捜査過程における犯罪被害者等の様々な負担を軽減することは、警察の捜査への犯罪被害者等の協力を確保して捜査の進展を図る上で、極めて重要である。

## 6 ⑤

認知症に係る高齢者等の行方不明事案については、過去の徘徊場所の聴取や他の警察署又は都道府県警察への保護取扱い等の照会のほか、遠方への徘徊を想定した行方不明者資料の公表等、認知症の特性を踏まえた措置を執るとともに、警察だけでなく、自治体、関係機関、地域住民等と連携した発見活動により、早期発見・保護に努めることが重要である。

## 7 ④

声掛けやパトロールカードの活用等を通して、市民に対して地域警察官が警らを行っていることを知らせるべきであり、特に繁華街等では積極的に姿を見せて、粗暴犯等の発生の防止に努める。

## 8 ②

取調べに当たっては、被疑者の年齢、性別、境遇、性格等に応じて、その者にふさわしい取扱いをするなど、その心情を理解して行わなければならない（犯罪捜査規範167条4項）。被疑者の心情をよく理解し、人格を尊重しなければ、信頼関係が生まれず、取調べの成果が得られないからである。

## 9 ③

道交法13条1項参照。歩行者は、原則として、車両等の直前又は直後で道路を横断してはならないが、横断歩道によって道路を横断するとき、又は信号機の表示する信号若しくは警察官等の手信号等に従って道路を横断するときは、この限りでない。

## 10 ①

ノーベル賞の部門として、法学賞は設けられていない。なお、自然科学の分野では、ノーベル賞が世界で最も権威のある賞とされている。